

議案第 65 号

平成 28 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 403 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 676,129 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 6 日 提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		111,615	403	112,018
	1 繰入金	111,615	403	112,018
歳入合計		675,726	403	676,129

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		475,080	403	475,483
	1 総務費	60,137	1,825	61,962
	2 簡易水道事業費	414,943	△1,422	413,521
歳出合計		675,726	403	676,129

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	111,615	403	112,018
歳入合計	675,726	403	676,129

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	475,080	403	475,483				403
歳出合計	675,726	403	676,129				403

2. 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	111,615	403	112,018	1 一般会計繰入金	403	一般会計繰入金 403
計	111,615	403	112,018			

3. 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	60,137	1,825	61,962				1,825	2 給料	1,610	一般職給 1,610
								3 職員手当等	215	通勤手当 215
計	60,137	1,825	61,962				1,825			

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

1 簡易水道施設管理費	128,027	△1,422	126,605				△1,422	11 需用費	104	修繕料 104
								13 委託料	△1,237	水質検査業務委託料 △1,097 資産台帳作成業務委託料 △140
								18 備品購入費	△274	車両購入費 △274
								19 負担金補助及び交付金	△15	果水道協会負担金 △15
計	414,943	△1,422	413,521				△1,422			

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

簡易水道事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	3	0	12,744	13,163	25,907	4,739	30,646	
補正後	4	0	14,354	13,378	27,732	4,739	32,471	
比 較	1	0	1,610	215	1,825	0	1,825	

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正前	6,123	78	248	0	0	0	650	0
	補正後	6,123	78	463	0	0	0	650	0
	比 較	0	0	215	0	0	0	0	0
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)		退職手当組合負担金 (千円)		管理職員特別勤務手当 (千円)	
	補正前	216	0	0		5,848		0	
	補正後	216	0	0		5,848		0	
	比 較	0	0	0		0		0	

備考 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。